

若草・岡本西地区自主防災連合会規則

平成31年4月1日

若草・岡本西地区自主防災連合会

若草・岡本西地区自主防災連合会規則

(名称)

第1条 この会は、若草・岡本西地区自主防災連合会（以下「連合会という」）と称する。

(組織)

第2条 連合会は、若草一～八丁目町内会および岡本西町内会（以下「地区」という）の自主防災会および防災サポーターをもって構成する。

(別図第1「若草・岡本西地区自主防災連合会組織図」参照)

(目的)

第3条 連合会は、地区の住民がお互いに助け合い、自主的に連携・協調した防災活動を行い、被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 地区防災計画の作成に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及と啓発に関すること。
- (3) 地区防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時の情報の収集・伝達、救出、救護等、応急対策に関すること。
- (5) その他、連合会の目的を達成するために必要な事項。

(別図第2「災害時連絡体制図」および別表第1「自主防災連合会と自主防災会の役割分担」参照)

(会員)

第5条 連合会は、地区の住民をもって会員とする。

(役員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長、副会長は、各自主防災会長の互選により選出する。
 - 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を統括し、第4条の活動に必要な事項を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

- 3 会長は、第3条の目的達成に関し、必要な会議（以下「自主防災地区会議」という）を開催するものとする。
- 4 自主防災地区会議は、各自主防災会長で構成する。
- 5 自主防災地区会議の議事は、出席した構成員の多数決によって決める。

（防災サポーター）

第8条 連合会には、地域防災力向上のため、有識者等による「防災サポーター」を設ける。

- 2 防災サポーターは、防災活動の実践と充実（地域防災力の向上）に努め、連合会の目的を支援するもので、連合会の要請により自主防災地区会議に参加する。
- 3 防災サポーターは、以下のメンバーで構成する。
 - （1）警察・消防署等での実務経験者
 - （2）医療関係業務（医師、看護師等）の従事者
 - （3）土木・建築の有識者なお、これらの各メンバーは、連合会が選出し自主防災地区会議で承認された者で、現役・過去の経験者を問わない。
- 4 防災サポーターの任期は1年とし、再任を妨げない。

（経費）

第9条 連合会の運営に必要な経費は、若草・岡本西地区協働活動特別会計から支出する。

（規則の改廃）

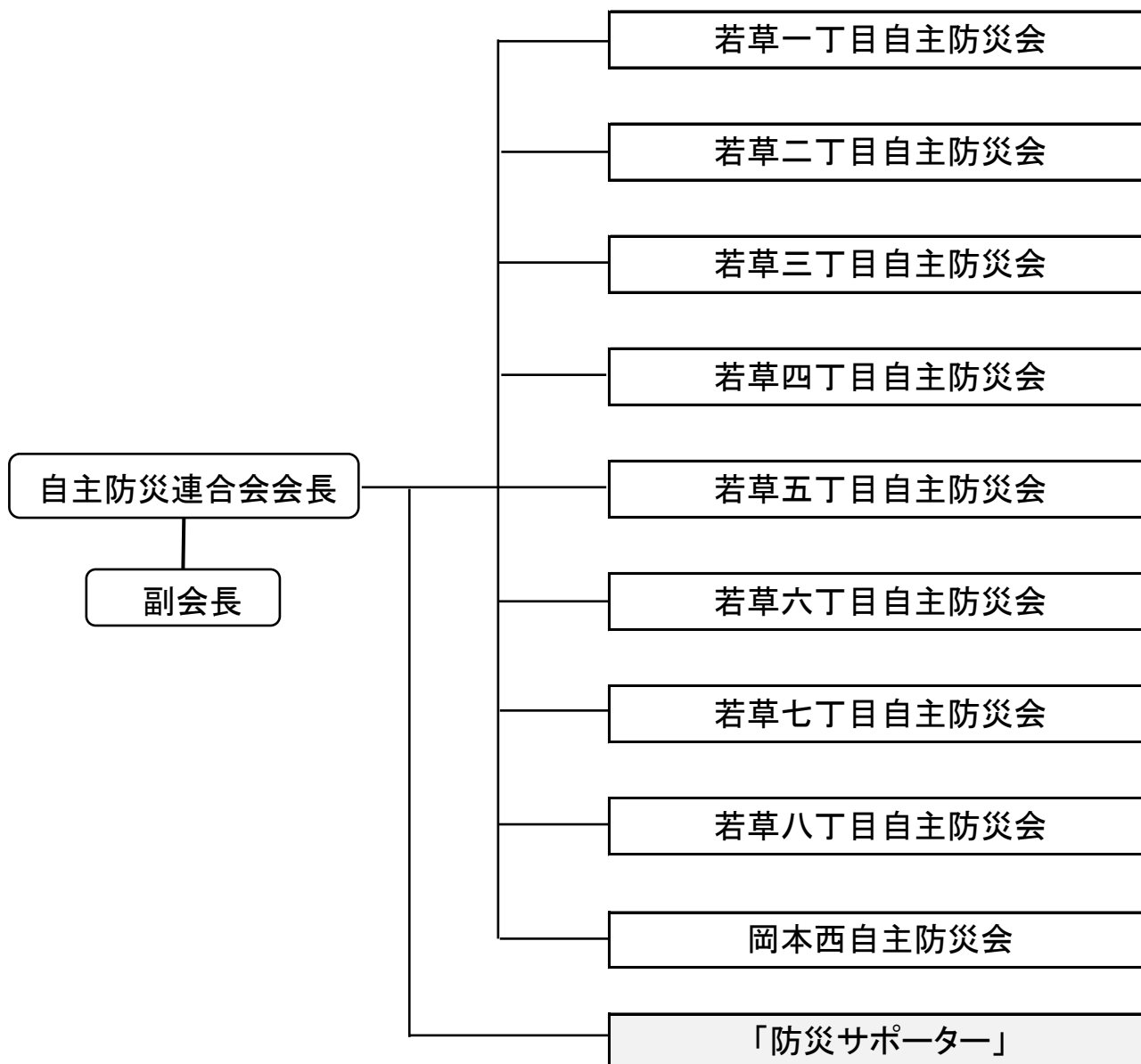
第10条 この規則は、自主防災地区会議にて改廃することができる。

付則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

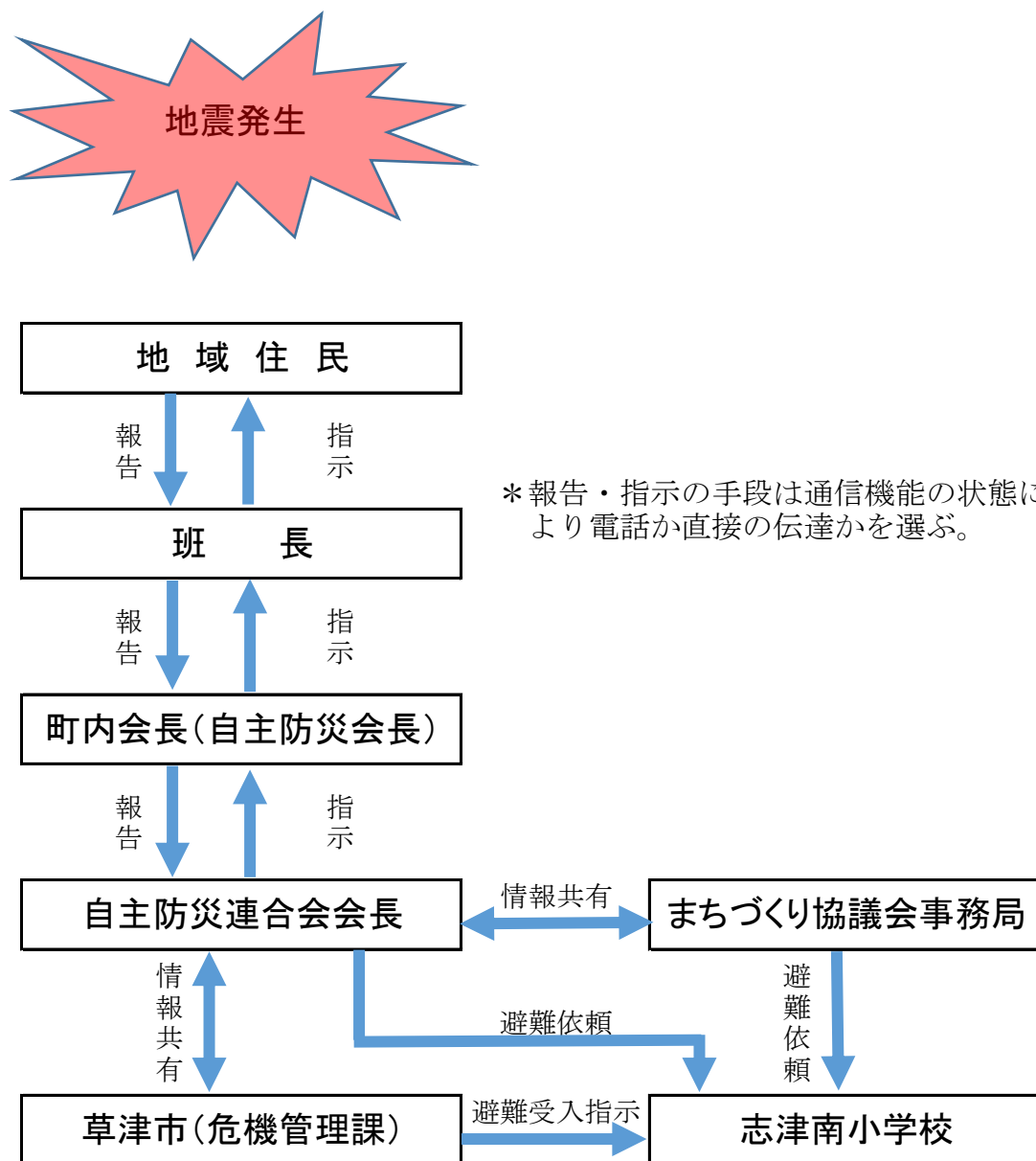
付則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別図第1 「若草・岡本西地区自主防災連合会組織図」 (第2条関係)



別図第2 「災害時連絡体制図」(第4条関係)



別表第1 「自主防災連合会と自主防災会の役割分担」

項目	内容	補足	連合会	自主防災会	備考
防災計画	防災計画（全体）作成		◎		作成例を参考にして各自 防災会で作成する
	防災計画（各町）作成			◎	
	全体調整		◎		
	他機関との連絡調整		○	◎	
情報管理	災害時要援護者の把握・支援		○	◎	各様式で管理
	情報収集・記録・整理		○	◎	
	台帳の作成・管理		○	◎	
	防災マップの作成		◎		
啓蒙活動	マニュアルの作成		◎		必要に応じて改訂
	火の用心の徹底	各家庭	○	◎	
	火災警報器の設置啓蒙		○	◎	
	住宅用消火器の設置を推奨		○	◎	
	家具等の転倒落下防止啓蒙		○	◎	
	寝室等の家具の配置啓蒙		○	◎	
	家の周辺（門柱、塀等の安全点検）		○	◎	
	各町内に消火器を配置・管理		○	◎	
	防災資器材の定期点検		○	◎	
	消火資器材の点検と管理		○	◎	
器材の整備	総合防災訓練の実施		◎	○	設置場所と使用方法を 確認
	図上訓練		◎	○	
	情報収集・伝達訓練の実施		○	◎	
	避難誘導訓練の実施		○	◎	
	初期消火訓練の実施		○	◎	
	救出訓練の実施		○	◎	
	救護訓練の実施		○	◎	
	起震車体験訓練		○		
	煙中体験訓練		○		
	給食・給水・炊き出し訓練		○		
	市民防災員養成講座受講		○	○	
	京都市民防災センター研修		○	○	
	その他の研修会等				
訓練の実施	総合防災訓練の実施		◎	○	年1回の実施
	図上訓練		◎	○	5年程度ごとに実施
防災体験・研修	情報収集・伝達訓練の実施		○	◎	総合防災訓練で実施
	避難誘導訓練の実施		○	◎	総合防災訓練で実施
	初期消火訓練の実施		○	◎	自主防災会ごとで毎年実施
	救出訓練の実施		○	◎	総合防災訓練で実施
	救護訓練の実施		○	◎	総合防災訓練・研修会で実施
	起震車体験訓練		○		
	煙中体験訓練		○		
	給食・給水・炊き出し訓練		○		
	市民防災員養成講座受講		○	○	2日コース
	京都市民防災センター研修		○	○	1日コース（20人×3回）
	その他の研修会等				